

令和3年10月1日

保護者の皆さんへ

茨木市教育委員会

市立小中学校での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止についてのお願い

日頃は、本市の教育活動にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

国において、大阪府全域に発出されておりました新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が、9月30日で解除となりました。

感染者数は減少傾向にありますが、どの年代も感染する可能性をもっている状況は変わっていないことから、感染拡大を防止するため、引き続き、下記の内容について、ご理解とご協力をお願いいたします。(8月25日付通知から下線部を追記)

また、各ご家庭におかれましては、毎日の健康観察や基本的な感染症対策を徹底する等ご配慮ください。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、下記対応で変更が生じた場合は、改めてご連絡いたします。

記

【以下の場合は、登校しないでください】

欠席連絡時にどの場合に該当するのかをお伝えください。

いずれの場合においても、学校を休まれた場合は、欠席扱いとはなりません。

児童生徒本人または同居家族等が

- PCR検査の結果、陽性の場合
- 感染疑いのためPCR検査を受検し、結果がでていない場合
- 濃厚接触者に特定された場合
- 体調不良(発熱、頭痛・鼻水・咳・のどの痛み等の風邪症状がある)の場合

ただし、

- ・濃厚接触者に特定された同居家族等がPCR検査の結果、陰性となった場合
- ・児童生徒本人が療養解除となった場合 は登校可

【登校日ではない日に以下の場合は、すみやかに学校にお知らせください】

- 児童生徒が陽性となった場合